

Ⅲ 地域精神保健福祉活動の現状

1. 精神障害者地域移行・地域定着支援推進事業

精神障害者の地域移行・地域定着については、平成24年度の障害者自立支援法の改正により、市町が行う地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）が同法に基づく個別給付対象となったため、平成23年度まで県が実施してきた地域移行支援特別対策事業（補助金事業）を終了し、その後継事業として、本事業を実施している。

本事業は、精神障害者が住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即して、本人が充実した生活を送ることができるよう、関係機関の連携の下で、医療、福祉等の支援を行うという観点から、統合失調症を始めとする入院患者の減少及び地域生活への移行に向けた支援並びに地域生活を継続するための支援を推進することを目的とする。

(1) 精神障害者地域移行・地域定着支援推進事業実施状況

表20 協議会の開催回数（令和4年度）

運営協議会 （※1）	地域包括ケア ワーキング	圏域協議会（※1）				
		小豆	東讃	中讃	西讃	高松
1回	1回	3回	6回	12回	0回	20回

（※1）運営協議会：各機関の長で構成され、県下全体の事業推進に係る検討等、必要事項の協議を行う。

圏域協議会：事業担当者等で構成され、各圏域における事業推進に係る検討等、必要事項の協議を行う。

表21 精神障害者における地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の状況（県内17市町合計）
（件）

		10代		20代		30代		40代		50代		60代		70代以上		合計	
		申請書受理	給付決定	申請書受理	給付決定	申請書受理	給付決定	申請書受理	給付決定	申請書受理	給付決定	申請書受理	給付決定	申請書受理	給付決定	申請書受理	給付決定
28年度	地域移行支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域定着支援	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0	2	2
	計	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0	2	2
29年度	地域移行支援	0	0	0	0	2	1	0	0	1	0	0	0	0	0	3	1
	地域定着支援	0	0	0	0	0	0	1	1	2	2	0	0	0	0	3	3
	計	0	0	0	0	2	1	1	1	3	2	0	0	0	0	6	4
30年度	地域移行支援	0	0	0	0	0	0	2	2	2	2	2	2	0	0	6	6
	地域定着支援	0	0	0	0	0	0	1	1	2	2	0	0	0	0	3	3
	計	0	0	0	0	0	0	3	3	4	4	2	2	0	0	9	9
元年度	地域移行支援	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	3	3	1	1	5	5
	地域定着支援	0	0	0	0	0	0	2	2	2	2	0	0	0	0	4	4
	計	0	0	0	0	0	0	2	2	3	3	3	3	1	1	9	9
2年度	地域移行支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	2
	地域定着支援	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	2	2
	計	0	0	1	1	0	0	1	1	0	1	0	1	0	0	2	4
3年度	地域移行支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	1
	地域定着支援	0	0	0	0	2	2	1	1	1	1	0	0	0	0	4	4
	計	0	0	0	0	2	2	1	1	1	1	1	1	0	0	5	5

4 年 度	地域移行支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	地域定着支援	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1

※申請書受理件数・・・給付決定をした年度に計上した件数

※給付決定件数・・・各年度の給付決定を行った件数（却下件数を除く）

表 22 精神障害者地域移行・地域生活支援関係者研修・交流会実施状況

事業主体	事業名	事業内容	開催回数	参加者数(延)
小豆総合事務所	地域の暮らしに役立つセミナー	健康やこころの病気についての学習会：4回	4回	22名
	ピアサポーター養成講座	ピアサポーター養成講座の開催：3回	3回	34名
	ピアサポーター交流会	ピアサポーターフォローアップ交流会：1回	1回	9名
障害福祉課	ピアサポーター養成・派遣事業	・障害者ピアサポーター養成研修：2日間コース ・精神障害者ピアサポーターの登録、派遣随時	2回	45名
	ピアサポーター交流会	・ピアサポーター同士の交流 ・ピアサポーターと支援者の交流 ・ピアサポート活動の場拡大に向け意見交換	1回	25名
	精神障害者地域移行・地域定着関係者研修会	・地域移行・地域定着関係者研修会 (精神障害者支援体制加算対象)	1回	39名

表 23 関係者会議等実施状況

事業主体	事業名	事業内容	開催回数	参加者数(延)
小豆総合事務所	地域ネットワークづくり	精神障害者通報等関係者連絡会：1回	1回	15名
	地域移行・地域定着支援推進連携会議	精神障害者地域移行・地域定着支援推進連携会議（自立支援協議会精神部会）：3回	3回	47名
東讃保健福祉事務所	精神障害者通報等関係者連絡会	・東讃保健所における通報対応状況について ・措置入院の運用に関するガイドラインについて ・措置入院の概要や困難事例の疾患別対応方法について ・事前にいただいた議題についての意見交換	1回	37名
中讃保健福祉事務所	中讃圏域精神保健福祉関係ネットワーク会議	(1回目) 講義：「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて～高松圏域の実践を踏まえて～」 講師：高松市障がい者基幹相談支援センター 中核拠点センター長 照下善則氏 (2回目) 中讃圏域地域自立支援協議会の取組みについて報告 ・中讃東圏域地域自立支援協議会 地域包括ケア部会 相談支援事業所わかたけ 増田恭平氏 ・中讃西圏域地域自立支援協議会 精神保健福祉部会 相談支援事業所はなぞの 山田智子氏	2回	32名

中讃保健福祉事務所	通報等関係者連絡会	・精神保健指定による講義 講師：医療法人社団三愛会三船病院 三船理事長 ・香川県の通報に関する現状 ・管内における精神障害者の現状及び通報対応状況 ・意見交換	1回	32名
西讃保健福祉事務所	精神障害者通報等関係者連絡会	・香川県の通報に関する現状 ・通報、連絡票など受理状況と処理状況について ・意見交換	1回	22名
高松圏域	地域移行・地域定着推進連携会議	・高松圏域内の現状把握と課題の共有 ・ピアサポーターのパンフレット作成に係る協議 ・高齢分野との連携の検討及び研修会の開催 ・保健・医療・福祉分野の連携方法の検討及び交流会の実施	20回	-
障害福祉課	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムワーキング	・各圏域の取組みの共有 ・共通課題と広域的な取組みの検討	1回	書面
	ピアサポート事業のあり方検討会	・ピアサポーター研修関連の体系検討	1回	8名

2. 保健所の精神保健福祉活動

保健所は、地域住民のこころの健康の保持及び増進のための諸活動を実施する精神保健福祉分野における第一線の行政機関である。最近では精神障害者が当たり前の社会生活が営めるようインクルーシブな社会の実現のために様々な活動に取り組んでいる。

(1) 精神保健福祉相談・訪問指導事業

各保健所において、地域住民のこころの健康の保持及び増進を図るために精神保健福祉相談として相談に応じると共に、必要に応じ訪問活動を実施している。

表 24 訪問指導件数 ※高松市保健所実績含む

年度	実人員	延 人 員											計
		社会 復帰	老人 精神 保健	ア ル コ ール	薬 物	ギ ャ ン ブ ル	思 春 期	心 の 健 康 づ く り	摂 食 障 害	て ん か ん	そ の 他	自 殺 関 連 (再)	
H24	845	1,924	40	116							643		2,723
H25	971	1,748	72	223							882		2,925
H26	850	1,854	40	174	38	0	4	317	3		347		2,774
H27	720	2,083	54	157	29	3	10	369	1	1	308	26	3,016
H28	678	2,012	32	154	8	0	32	397	0	12	297	16	2,944
H29	622	2,005	55	168	10	2	23	488	3	0	422	14	3,176
H30	617	2,049	58	155	40	3	24	426	2	8	335	25	3,100
R元	668	1,964	60	204	23	0	17	513	2	11	281	16	3,075
R2	620	1,864	92	235	38	0	19	598	0	0	209	26	3,055
R3	656	2,119	61	240	15	1	11	484	2	0	169	19	3,102
R4	585	1,347	111	210	21	15	4	507	0	0	250	89	2,465

表 25 精神保健福祉相談件数 ※高松市保健所実績含む

年度	来所相談												
	実人員	延 人 員											計
		社会 復帰	老人 精神 保健	ア ル コ ール	薬物	ギ ャ ン ブ ル	思 春 期	心 の 健 康 づ く り	摂 食 障 害	て ん か ん	そ の 他	自 殺 関 連 (再)	
H24	570	723	17	62			31	283			72		1,188
H25	501	811	23	36			24	257			115		1,266
H26	564	828	22	55	20	3	22	253	6		116		1,319
H27	513	863	27	50	16	7	21	273	7	0	116	14	1,380
H28	405	586	16	45	14	1	17	293	2	11	87	12	1,072
H29	481	719	14	71	15	6	44	377	16	2	164	24	1,428
H30	468	775	38	51	17	9	54	349	12	6	150	14	1,461
R元	450	713	32	78	11	4	41	450	17	13	68	18	1,427
R2	324	558	28	80	13	2	17	253	2	9	209	16	1,171
R3	338	561	30	99	2	5	14	273	2	4	47	11	1,037
R4	317	487	24	60	2	47	8	191	1	12	79	11	911

表 26 電話相談（延人数） ※高松市保健所実績含む

年度	電話相談												
	延 人 員												計
	社会 復帰	老人 精神 保健	ア ル コ ール	薬物	ギ ャ ン ブ ル	思 春 期	心 の 健 康 づ く り	摂 食 障 害	て ん か ん	そ の 他	自 殺 関 連 (再)		
H24													4,485
H25													5,124
H26													4,929
H27	3,439	60	86	4	3	36	1,449	5	8	480	37		5,573
H28	3,626	36	121	9	12	18	1,309	4	31	363	17		5,529
H29	3,350	58	197	16	1	45	2,068	3	1	529	25		6,268
H30	4,826	78	263	28	25	75	2,603	13	5	426	51		8,343
R元	5,870	55	281	46	10	45	3,142	16	16	382	59		9,863
R2	6,250	89	234	84	11	39	3,666	13	1	355	67		10,742
R3	6,524	121	355	27	27	18	2,784	2	0	362	24		10,220
R4	5,183	130	337	38	430	18	2,283	1	3	525	78		8,948

(2) 社会復帰相談指導事業（デイケア）

回復途上にある精神障害者に対して、対人関係の改善、意欲の向上、社会生活への適応性の促進を図ることを目的とする。平成 22 年度以降、県内では高松市保健所のみで実施している。

表 27 社会復帰相談指導事業における社会復帰等の状況

年度	社会復帰したもの					中止したもの				合計 ③ (①+②)	継続 ④	その 他 ⑤	対象者 ⑥ (③ +④+ ⑤)	社会復 帰した 者の割 合 ① / ⑥
	就労	家業	家事	その他	小計 ①	再入院	死亡	その他	小計 ②					
H24	4	1	1	1	7	0	0	2	2	9	14	9	32	21.9%

H25	2	0	0	0	2	0	0	4	4	6	13	11	30	6.7%
H26	1	0	0	0	1	1	0	3	4	5	15	11	31	3.2%
H27	2	0	0	0	2	0	0	0	0	2	24	0	26	7.7%
H28	1	0	0	1	2	1	0	2	3	5	12	5	22	9.1%
H29	1	0	0	0	1	0	0	1	1	2	15	4	21	4.8%
H30	2	0	0	0	2	0	0	0	0	2	12	2	16	12.5%
R元	2	0	1	0	3	0	0	1	1	4	13	1	18	16.7%
R2	2	0	1	1	4	0	0	0	0	4	10	0	14	28.5%
R3	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1	13	0	14	7.1%
R4	1	0	2	1	4	0	0	1	1	5	10	0	15	26.6%

(3) 社会参加促進事業

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（旧 障害者自立支援法）に基づく都道府県地域生活支援事業の一環として、精神障害者の社会復帰・社会参加の促進を図るとともに、精神障害者を抱える家族への支援、また、地域社会における知識の普及啓発を行うなど地域の実情を踏まえた事業を実施した。

表 28 当事者・家族への支援・交流会等

保健所	事業名	目的	内容	実績等	
				回数	延人数
小豆総合事務所	組織育成強化事業	地域移行・地域定着に向けて家族を支援する	臨床心理士をファシリテーターとしたグループワーク：4回	4回	33名
	地域の暮らしに役立つセミナー	地域移行・地域定着支援に係る基本的知識及び技術の習得を図る	健康やこころの病気についての学習会：4回	4回	22名
	スノードロップ	当事者同士の交流	当事者会	10回	30名
東讃保健福祉事務所	家族のための学習会	精神障害者の家族が精神疾患や障害について理解を深めるとともに、他の家族との交流を図りながら、より良くくらししていけるよう学習会や座談会等を実施した。	<ul style="list-style-type: none"> ・オリエンテーション ・ひきこもり支援について ・新型コロナウイルス感染症について ・生活保護について ・薬の正しい使い方 ・ピアサポーターについて ・社会資源の活用について ・ほっと一息タイム ～1年間を振り返ってみて～ 	8回	65名
中讃保健福祉事務所	当事者交流会	地域で生活する精神障害者同士の支え合い等を行うピアサポートを促進するとともに、地域の支援者との顔の見える関係づくりにより、活動の幅を広げることができる。	ピアサポート活動に関心のある精神障害者、ボランティア、支援者の交流会を開催 <ul style="list-style-type: none"> ・1回目 話し合い：地域で生活する中で気付くこと ミニ講座：セルフケアについて ・2回目 話し合い：地域で生活する中で気付くこと～ピアサポーターとしてできること～ ミニ講座：ピアサポーターとして大切にしていること ・3回目 話し合い：今年取り組みたいこと ミニ講座：災害への備え 体験発表 	3回	39名

保健所	事業名	目的	内容	実績等	
				回数	延人数
中讃保健福祉事務所	統合失調症の家族学習会	統合失調症患者の家族が病気や障害についての理解を深めるとともに、将来への不安や悩みを軽減するために開催する。	患者家族及び支援者を対象に学習会を開催 ・第1回 講義：「回復力を高めるコミュニケーション～経過の理解と関わる上での注意点～」 講師：古新町こころの診療所 精神保健福祉士 斎中康人氏 ピアサポーターの体験発表 家族の座談会 ・第2回 講義：「回復力を高めるコミュニケーション～回復期の理解と社会再参加～」 講師：古新町こころの診療所 精神保健福祉士 斎中康人氏 家族会紹介 家族の座談会	2回	58名
	統合失調症家族教室	家族が抱える不安や心配などを軽減する。	学習会（病気や治療、関わり方、利用できるサービスについて等）、情報交換、話し合い、当事者の体験談を聴く等	2回	17名
高松市保健所	統合失調症家族教室	統合失調症の方が安心して暮らすために、身近な家族が病気を正しく理解して、必要な知識を得て、家族が交互に語り合い力量を高める。	講義とグループワーク	5回	24名
	アルコール問題を考える家族のつどい	アルコール問題を抱えた方の家族が、共に語り合い、アルコール依存症への理解を深め、相互に支え合い、酒害者の回復を支援する。	講義とグループワーク	10回	79名
	うつ病家族教室	うつ病を治療中の方を抱えた家族が、うつ病の正しい知識や接し方を学び、家族同士が語り合うことで、家族が心の余裕を取り戻す。	講義とグループワーク	4回	38名
	当事者のための生活スキルアップセミナー	精神障害者自身が、社会生活に適応し自立するために、当事者同士が集い、社会生活に関する知識・技術を学ぶ。	講義や健康測定・音楽・運動等の実技及び施設見学、交流会等	10回	66名

表 29 地域社会への普及啓発事業等

保健所	事業名	目的	内容	実績等	
				回数	延人数
小豆総合事務所	地域移行・地域定着支援推進連携会議	小豆圏域における精神障害者の地域移行・地域定着に向けた普及啓発や社会資源の開発	・民生委員へ向けた普及啓発と研修：1回 ・今後の啓発資材とするためのピアサポーターへのインタビュー：1回	-	-
	思春期メンタルヘルス事業	精神保健福祉に関する知識や、ストレスに対処するための知識の普及啓発及び相談先の周知	※高校生への出前授業や、高校の文化祭への出展を検討していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため、参加を見合わせた。	-	-
東讃保健福祉事務所	高校生を対象とする心の健康出前講座	精神疾患に対する誤解や偏見を少なくするため、また、精神疾患の早期発見のために、早くからこころの健康についての関心を持ち、正しい知識を身につけられるように、高校生を対象に出前講座を実施する。	○講義 ・こころの健康について ・こころのメンテナンスについて ・ココロとカラダ～「共感」が持たしてくれたもの～	3回	249名
	教職員を対象としたメンタルヘルス研修会	教職員が生徒への精神的支援に関する正しい知識を身につけ、生徒からSOSの気づきや支援体制を強化するため、教職員の資質向上を目的とした研修会を実施する。	講義「こころの病気について」等	0回	0名
中讃保健福祉事務所	職域啓発事業	企業主や従業員が自殺や自殺の危険因子である精神疾患について理解し、自身や職場全体の健康管理に活かすことができる。	・商工会の会報誌に心の健康について啓発記事を投稿 ・要望のあった事業所等に出向き、メンタルヘルスの講義を実施 ・労働安全衛生週間に合わせたチラシ等の配布	記事掲載3自治体 事業所2か所	記事掲載5回 事業所参加者49名
	地域住民啓発事業	地域住民が心の健康に関する正しい知識と理解を身につけ、早期に受診や相談に繋ぐことが重要であると理解できる。	・市町実施の健康まつりで健康コーナーを設置し、自殺や自殺関連事象に関する知識を普及啓発する。 ・名刺型こころの電話相談啓発媒体を、管内救急病院5か所や保健所窓口を設置。	・健康まつり不参加 ・名刺型啓発病院5か所	
	若年層啓発事業	看護学等を学ぶ学生が、自身がハイリスク世代であると気づくとともに、将来心の健康問題を抱える患者に出会った時には、専門家に繋ぐことが重要であることを動機づける。	実習生を対象に自殺の現状や思春期の特徴、ゲートキーパー等の健康教育を行う。終了後にアンケートを実施する。	6回	170名

保健所	事業名	目的	内容	実績等	
				回数	延人数
西讃保健福祉事務所	こころのバリアフリーを考えるグループ会(ひだまりの会)	障害の有無に関わらず、誰もが希望する地域で、安心して生活できる地域づくりの気運を醸成するとともに、その活動を通して参加者及び地域全体のメンタルヘルスの向上のため、バリアフリーの意識を広める。	交流会、季節のイベント、ボランティア活動、福祉まつりへの参加などのグループ活動。	3回	19名
高松市保健所	こころの健康地域・職域啓発	広く市民に対しこころの健康づくりに関する知識・情報を伝えること。また、ゲートキーパーの役割を認識することで、自らの命や地域のつながり等を考えることができる。	こころの健康づくりに関する普及啓発事業。うつ病、アルコール関連問題、ゲートキーパーに関して、医師及び保健師、臨床心理士等による健康教育。	41回	1,465名
	こころの体温計システムの活用	市民が自分自身のこころの健康を把握でき、相談窓口を広く周知するためのツールとなり、こころの健康に関心を持つ市民が増える。	市民が携帯電話やパソコンを利用して、「こころの体温計」システムにアクセスし、「本人」「家族」「赤ちゃんママ」「アルコールチェック」に加え、「自死遺族ケア」「いじめのサイン」等のモードでセルフチェックを行い、相談窓口を閲覧。	-	39,857名
障害福祉課	精神保健福祉に関する知識普及啓発事業	一般住民に対する講演会や健康展の実施により精神保健福祉の正しい知識の普及啓発を図る。	「第50回香川県精神保健福祉大会」 ※集合とオンラインの併用方式	1回	-
			「第43回こころの健康展」	3回	-

3. 精神保健福祉センター

精神保健福祉センター（以下「センター」という。）は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）第6条に規定されている。その内容は、①精神保健福祉に関する知識の普及、②精神保健福祉に関する調査研究、③精神保健福祉に関する複雑困難な相談指導、④精神医療審査会の事務局の役割、⑤精神障害者保健福祉手帳の交付の際の判定、⑥精神通院医療費の公費負担の判定、⑦障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）の規定により、市町村に対して意見を述べることや必要な援助を行うことである。

また、都道府県における精神保健及び精神障害者の福祉に関する総合的技術センターとして、地域精神保健福祉活動推進の中核となる機能を備えなければならないが、センターの目標は、地域住民の精神的健康の増進、精神障害の予防、適切な精神医療の推進から、社会復帰の促進、自立と社会経済活動への参加の促進のための援助に至るまで、広範囲にわたっている。

センターの業務は、運営要領により次のとおりである。

(1) 企画立案

地域精神保健福祉を推進するため、都道府県の精神保健福祉主管部局及び関係諸機関に対し、専門的立場から社会復帰の推進方策や、地域における精神保健福祉施策の計画的推進に関する事項等を含め、精神保健福祉に関する提案、意見具申等をする。

(2) 技術指導及び技術援助

地域精神保健福祉活動を推進するため、保健所、市町村及び関係諸機関に対し、専門的立場から、積極的な技術指導及び技術援助を行う。

(3) 人材育成

保健所、市町村、福祉事務所、障害者総合支援法に規定する障害福祉サービスを行う事業所等その他の関係機関等で精神保健福祉業務に従事する職員等に、専門的研修等の教育研修を行い、人材の育成技術的水準の向上を図る。

(4) 普及啓発

都道府県規模で一般住民に対し精神保健福祉の知識、精神障害についての正しい知識、精神障害者の権利擁護等について普及啓発を行うとともに、保健所及び市町村が行う普及啓発活動に対して専門的立場から協力、指導及び援助を行う。

(5) 調査研究

地域精神保健福祉活動の推進並びに精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進等についての調査研究をするとともに、必要な統計及び資料を収集整備し、都道府県、保健所、市町村等が行う精神保健福祉活動が効果的に展開できるよう資料を提供する。

(6) 精神保健福祉相談

センターは、精神保健及び精神障害者福祉に関する相談及び指導のうち、複雑又は困難なものを行う。心の健康相談から、精神医療に係る相談、社会復帰相談をはじめ、アルコール、薬物、思春期、認知症等の特定相談を含め、精神保健福祉全般の相談を実施する。センターは、これらの事例についての相談指導を行うためには、総合的技術センターとしての立場から適切な対応を行うとともに、必要に応じて関係諸機関の協力を求めるものとする。

(7) 組織育成

地域精神保健福祉の向上を図るためには、地域住民による組織的活動が必要である。このため、センターは、家族会、患者会、社会復帰事業団体など都道府県単位の組織の育成に努めるとともに、保健所、市町村並びに地区単位での組織の活動に協力する。

(8) 精神医療審査会の審査に関する事務

精神医療審査会の開催事務及び審査遂行上必要な調査その他当該審査会の審査に関する事務を行うものとする。

また、法第 38 条の 4 の規定による請求等の受付についても、精神保健福祉センターにおいて行うなど審査の客観性、独立性を確保できる体制を整えるものとする。

(9) 自立支援医療(精神通院医療)及び精神障害者保健福祉手帳の判定

センターは、法第 45 条第 1 項の規定による精神障害者保健福祉手帳の申請に対する判定業務及び障害者総合支援法第 52 条第 1 項の規定による自立支援医療(精神通院医療)の支給認定を行うものとする。

その他

- (1) センターは、診療機能や、デイケア、障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス等のリハビリテーション機能を持つことが望ましい。診療機能及びリハビリテーション機能をもつに際しては、精神医療審査会事務並びに自立支援医療(精神通院医療)費公費負担及び精神障害者保健福祉手帳の判定を行うことから、その判定等が公正に行われるよう、透明性及び公平性の確保に配慮する必要がある。
- (2) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成 15 年法律第 110 号)による地域社会における処遇については、保護観察所長が定める処遇の実施計画に基づき、地域精神保健福祉業務の一環として実施されるものであり、センターにおいても保護観察所等関係機関相互の連携により必要な対応を行うことが求められる。
- (3) その他、センターは、地域の実情に応じ、精神保健福祉の分野における技術的中枢として、必要な業務を行う。

表 30 精神保健福祉センターにおける相談等（令和4年度）

	相談、デイ・ケア、訪問指導					(再掲) 相談														
	実 人 員	(再掲) 新規者の受付経路				実 人 員	延人員													
		保 健 所	市 町	医 療 機 関	そ の 他		老 人 精 神 保 健	社 会 復 帰	ア ル コ ール	薬 物	ギ ャ ン ブル	ゲ ム	思 春 期	づ く の 健 状 つ り 康 態	う う つ 状 態	摂 食 障 害	て ん か ん	そ の 他	計	
被指導人員	222	0	0	4	117	217	2	179	25	39	103	57	174	351	8	0	0	8	946	

	(再掲) デイ・ケア (休止中)		(再掲) 訪問指導		電話相談	Eメール相談
	実人員	延人員	実人員	延人員	延人員	延人員
被指導人員			7	13	5,974	55

	普 及 啓 発	
	地域住民への講演会等	精神障害者（家族）に対する教室等
開催回数	0	55
延人数	0	179

	技術指導・援助（延件数）														教育研修	
	老 人 精 神 保 健	社 会 復 帰	ア ル コ ール	薬 物	ギ ャ ン ブル	ゲ ム	思 春 期	心 の 健 康 づ くり	ひ き こ も り	自 殺 関 連	犯 罪 被 害	災 害	そ の 他	計	延 件 数	参 加 延 人 員
保 健 所	2	11					2	3						18	4	27
市 町	8	13	2				2	5	3				15	48	5	198
福 祉 事 務 所														0	0	0
医 療 施 設														0	1	32
介護老人保健施設														0	0	0
障害者支援施設														0	1	6
社会福祉施設														0	2	55
そ の 他														0	12	375
実 施 件 数	10	24	2	0	0	0	2	7	6	0	0	0	15	66	18	

	組 織 育 成					計
	患者会	家族会	断酒会	職親会	その他	
支援件数	0	0	32	0	0	32